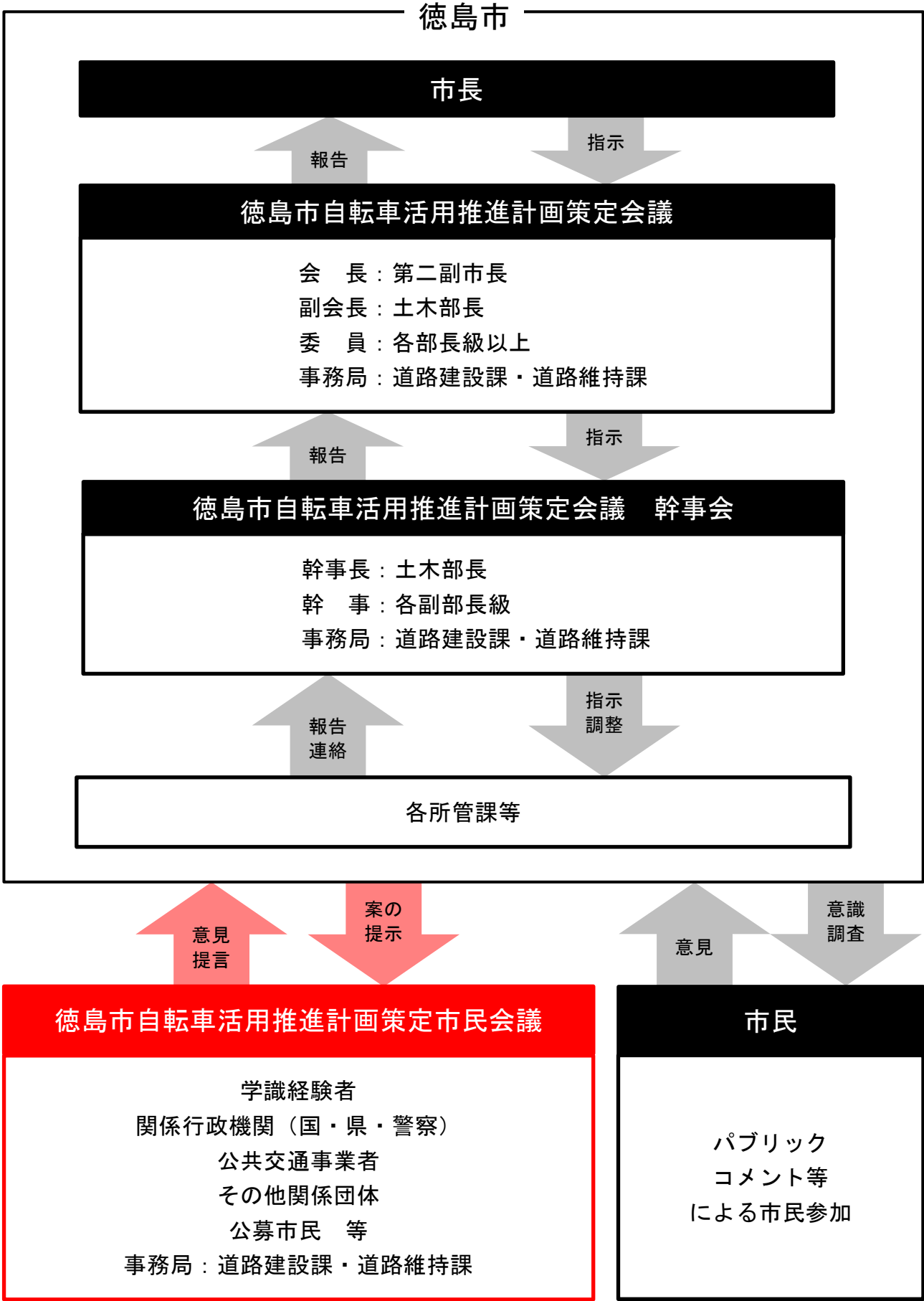


徳島市自転車活用推進計画の策定体制について



徳島市自転車活用推進計画策定市民会議 設置要綱

(設置)

第1条 自転車活用推進法（平成28年法律第113号）第11条第1項に規定する市町村自転車活用推進計画（以下「計画」という。）の策定に関し専門的知見から検討するため、徳島市自転車活用推進計画策定市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 市民会議は、徳島市自転車活用推進計画の策定及び自転車利活用に関する施策の推進について審議し、意見を述べる。

(組織及び任期)

第3条 市民会議の委員は、別表に掲げる者とし、市長が依頼する。

2 委員の任期は、計画策定の完了日までとし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 市民会議に、会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、市民会議を代表する。

4 副会長は、委員の中から会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会長は、必要に応じて会議を招集し、議長として市民会議を進行する。

2 会長は、必要があると認められるときは、委員以外の者を市民会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第6条 市民会議の庶務は、土木部道路建設課及び道路維持課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月26日から施行する。

別表（第2条関係）

所 属	役 職
徳島大学大学院	
徳島大学大学院	
国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所	所長
徳島県県土整備部道路整備課	課長
徳島県県土整備部高規格道路課	道路企画担当室長
徳島県警察本部交通部交通規制課	課長
徳島県警察本部交通部交通企画課	課長
四国旅客鉄道株式会社徳島企画部	部長
一般財団法人徳島県バス協会	専務理事
南海フェリー株式会社営業部徳島営業所	所長
一般財団法人徳島県観光協会	常務理事
徳島県自転車競技連盟	理事長
徳島市サイクリング協会	会長
徳島県自転車軽自動車商協同組合	理事長
徳島市老人クラブ連合会	会長
NPO 法人子育て支援ネットワークとくしま	理事長
徳島市・名東郡PTA連合会	会長
徳島地区高等学校生徒生活指導連絡協議会	会長
公募市民	
公募市民	

徳島市自転車活用推進計画策定市民会議名簿

令和元年8月1日現在

氏 名	所 属 ・ 役 職
秋山 幸弘	徳島県警察本部交通部交通規制課 課長
朝日 隆之	一般財団法人徳島県観光協会 常務理事
大杉 雅一	徳島市・名東郡PTA連合会 会長
尾野 薫	徳島大学大学院 助教
川口 陽一郎	徳島県県土整備部道路整備課 課長
河野 一騎	南海フェリー株式会社営業部徳島営業所 所長
佐光 寿吉	徳島県自転車軽自動車商協同組合 理事長
佐野 功	徳島県県土整備部高規格道路課 道路企画担当室長
須見 矩明	徳島市サイクリング協会 会長
住友 幹雄	徳島県警察本部交通部交通企画課 課長
中西 裕幸	徳島県自転車競技連盟 理事長
長谷部 一喜	一般社団法人徳島県バス協会 専務理事
細井 啓造	徳島市老人クラブ連合会 会長
前林 永子	徳島地区高等学校生徒生活指導連絡協議会 会長
榎尾 果歩	公募市民
松崎 美穂子	NPO 法人子育て支援ネットワークとくしま 理事長
宮藤 秀之	国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所 所長
山中 英生	徳島大学大学院 教授
山本 七海	公募市民
山本 仁志	四国旅客鉄道株式会社徳島企画部 部長

(50音順 敬称略)

[計20名]